

令和7年度 第2回外来種対策に関する企業向けガイダンス作成に向けた検討会
議事概要

開催日：令和8年3月3日（火）

場 所：Web 会議（Teams）

検討委員：（※ 五十音順、敬称略、○は座長）

足立 直樹 株式会社レスポンスアビリティ 代表取締役
池上 真木彦 国立環境研究所 琵琶湖分室 生物多様性領域
大和田 哲也 ANA ホールディングス株式会社/
サステナビリティ推進部マネージャー

黒川 俊二 京都大学 農学研究科 雑草学研究室 教授
○五箇 公一 国立環境研究所 生物多様性領域/
生態リスク評価・対策研究室 特命研究員

藤木 庄五郎 株式会社バイオーム 代表取締役

オブザーバー：

大嶋 優佳 経団連自然保護協議会 事務局次長

【議事概要】

（1） 第1回検討会の振り返りと第2回検討会の位置づけ、ガイダンスの全体構成について

<資料説明>

資料1：第1回検討会_御意見一覧

資料2：第2回検討会の位置付け、ガイダンスの全体構成

<意見等>

- ・ 特になし。

（2） はじめにから入門編までの草案について

<資料説明>

資料3：外来種対策に関する企業向けガイダンス はじめに・目的・入門編（仮）の草案

<意見等>

■「はじめに」について

- ・ 外来種問題は、企業だけでなく社会全体にコストや影響を及ぼすことを明確にすべきである。（委員）
- ・ 表現は、唐突さや誤解を避け、分かりやすく修正すべきである。（委員）
- ・ ガイダンスの対象読者をサステナビリティ部門に限定せず、幅広い部門を想定すべきである。（オブザーバー）

■第1章「目的」について

- ・ 「生物多様性喪失の要因」の表現は、出典や整理の仕方を明確にすべきである。（委員）
- ・ ガイダンスの対象スコープを目的の中で明確にすべきである。（委員）
- ・ 風景の図を載せ、どのように外来種が侵入するのか、どのようなところに外来種が潜んでいるのかというのを示すべきである。（委員）

■第2章 入門編 第1節 について

- ・ シロツメクサ、イネなどは生活になじみのある植物であり、例として記載すべきか疑問がある。（委員）
- ・ 温暖化により外来種が定着、侵入しやすくなることを指摘するべきである。（委員）
- ・ 対策をすべき外来種と、対策が不要な外来種の区別が重要である。（委員）

■第2章 入門編 第2節 （1）企業がその社会的責任を果たすため について

- ・ 脱炭素や資源循環等は自社事業活動に密接に関連する課題であり、リスク低減やレジリエンス向上の観点で取り組むという位置づけにあると留意すべきである。

■第2章 入門編 第2節 （2）外来種問題が企業に及ぼし得るリスクを防止するため について

- ・ ものを作る企業と、そのものを管理する企業は産業としては繋がっているが連携されていない現状を記すべきである。（委員）
- ・ 企業が気付かずに外来種を流入させることは多く、意図的・非意図的に持ち込みが行われることを企業に認知してもらうことは重要である。（委員）
- ・ 外来種問題は、事業活動によって発生するケースを示すことにより、企業も当事者意識を持つようになる。（オブザーバー）

■第2章 入門編 第2節 (3) 外来種対策やその情報開示による企業価値及び国際競争力の向上のため について

- ・ ガイドンスを活用しながら対応策をとることで企業としての競争力が上がることを示すべきである。（委員）
- ・ (2) 外来種問題が企業に及ぼし得るリスクを防止するため と内容が重なる部分があり、構成の整理が必要である。（委員）
- ・ 外来種への対応不足によって賠償のリスクがあることを記載すると企業は対策を行う必要性を認識しやすくなるであろう。（委員）

(3) 企業向けガイドンス（実践編）の方向性について

<資料説明>

資料4：外来種対策に関する企業向けガイドンス 実践編（仮）の作成方針

<意見等>

■実践編 1.1. 侵入経路ガイドンス-意図した持ち込み- について

- ・ 「外来種の管理下での使用」は、具体的にどのように管理すればよいかについて例示した方が良い。（委員）
- ・ 外来牧草の使用をやめ輸入飼料に頼ると輸入飼料に外来植物が含まれており、問題が生じるということもある。（委員）
- ・ 園芸植物として外来種は売られることもあり、園芸店が外来種の流入経路になることもある。（委員）

■実践編 1.2. 侵入経路ガイドンス-意図しない持ち込み- について

- ・ 外来種の流入により、企業にどんなリスクが生じるかを記載すべきである。（オブザーバー）
- ・ 倉庫や港など場面ごとに外来種の生じる流れを記した方が読者は理解しやすい。（委員）
- ・ 産業廃棄物業界やリサイクル業界を外来種問題が生じる例として記すことが考えられる。（委員）

■実践編 1.3. 評価・情報開示ガイドンス について

- ・ 定量的に評価できる活動だけでなく、ボランティア活動も評価されるような記載とすべきである。（委員）
- ・ 企業が知りたいのは、どうすれば効果的、効率的に達成したい状況になれるのかや、どのようなツールを使うと成果指標を図れるかということであり、それらを具体的に示す必要がある。（オブザーバー）

以上。